

1960年代以降のアメリカにおけるアドボカシー概念の変遷 —わが国の法定後見活動におけるアドボカシープロセスの分 析項目の抽出を目的に—

Changes in the Concept of Advocacy in the United States since the 1960s: Extracting the Items for Analysis of the Advocacy Process in Legal Guardianship Activities in Japan

小川 幸裕

I. 研究の目的と背景

(1) 研究の目的

財産管理と身上監護を統合し被後見人の生活支援に重点をおく法定後見活動の実現には、ソーシャルワークにおける「アドボカシーadvocacy」概念を基本とした活動が重要と考える。アドボカシー概念が法定後見活動にどのように影響を与えているかを浮き彫りにするためには、法定後見活動におけるアドボカシープロセスを明らかにする必要がある。法定後見活動におけるアドボカシープロセスを分析する上で、活動内容がアドボカシーに該当するかを評価する分析項目が必要となるが、アドボカシー概念の構成要素は十分に検討されていない。

そこで、本論では、わが国のアドボカシー概念の根拠となっているアメリカにおけるアドボカシー概念に関する議論を検討し、アドボカシーを構成する主要な項目の抽出を行うことを目的とする。

(2) 研究の背景

1) 成年後見制度での身上監護の位置づけ

成年後見制度は、判断能力が不十分な人であっても、本人のニーズに合致したサービス選択や生活が営めるよう本人の判断や生活を支援する仕組みとして、2000年に運用が開始された。成年後見制度は、利用者の権利擁護を制度的に保障するために親族とともに第三者としての専門職後見人が設定されている。法定後見活動では、専門職後見人として弁護士・司法書士等の法律専門職および社会福祉士等の社会福祉専門職が家庭裁判所から選任される。

専門職後見人は、法定後見活動において民法 858 条に規定される財産管理と身上監護を用いて被後見人¹⁾の権利擁護を実現することが求められる。社会福祉専門職は、本人との関係形成が困難で関係者とトラブルをかかえていたり多様な社会福祉関連サービスの活用が求められる事例や、虐待など親族等の候補者を選任することが適当でない事情がある事例の受任が期待されている(小川 2018a)。こ

これらの事例は、被後見人と被後見人を取り巻く状況との関係性の視点からソーシャルワークの介入が身上監護で行われることが必要となる（飯村 2015、池田 2019）。

しかし、成年後見制度における身上監護は契約に関する法律行為以外は、身上監護の職務とは認められず「事実行為」と解釈される（齋藤 2013）。身上監護の職務内容に関する標準規定は示されておらず、被後見人の意思尊重義務と身上配慮義務をどのように果たすかは後見人の解釈に委ねられる（上山 2019）。このような身上監護の職務内容が明確に定められていない状況においては、身上監護と財産管理が分離され、後見報酬の根拠となる財産管理に偏重した法定後見活動が広がり制度利用の妨げとなっている（新井 2019）。

2) アドボカシー概念を法定後見活動の基盤にする必要性

被後見人の生活を身上監護と財産管理に断片化することなく、身上監護と財産管理の一体的な提供には、成年後見制度の中核概念である権利擁護を基本とした成年後見活動の展開が重要となる（小川 2018b）。ここでの権利擁護は、財産を守り、侵害された権利の回復や救済だけでなく、「本人の自己実現に向けた取り組みを保障する」（岩間 2014 : 501）ことが期待される。岩間は、このような「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支える権利擁護を「積極的権利擁護」として説明しているが、その内容はアドボカシーに近似している（高山 2014）。秋山（1999 : 25）は、「アドボカシー」と「権利擁護」を分けて検討し、「アドボカシーはその実践の中核として『権利擁護』を行うが、アドボカシーはそれよりも広い概念であって、『ニーズ充足』『生活支援』『生活擁護』も行う」と権利擁護の上位概念としてアドボカシーを位置づけている。

しかし、成年後見人等の職務範囲の適用としてのアドボカシーは、「成年被後見人の身上面に関する利益の主張を補助し、又は同人の

身上面に関する利益を代弁すること」（小林等 1999 : 260）という個人の代弁を重視している。身上監護と財産管理を統合した法定後見活動の職務内容は、権利擁護概念よりも被後見人の生活全般を射程とするアドボカシー概念を基盤に整理される必要がある。

アドボカシー概念を基盤とした法定後見活動プロセスの可視化によって、身上監護の職務範囲が明らかにされると考える。身上監護の職務範囲が明らかになることで、これまで事実行為として正当に評価されなかったソーシャルワークの観点に基づく身上監護の評価根拠を提示できる。

3) 先行研究に残されている課題

これまでのソーシャルワーク領域における成年後見制度に関する研究は、成年後見活動におけるソーシャルワークの可能性やソーシャルワーク実践における成年後見制度の資源活用の有効性に関する研究がほとんどである（福島 1999、馬場 2006、岩崎 2006、池田 2011、岩間 2011、鶴浦 2013）。日田（2017）は、専門職後見人の成年後見実践のプロセスの検討から権利擁護の基盤に含まれる「ソーシャルワーク的要素」に関する態度や意識を明らかにしている。日田（2017）は、法定後見活動を「法的問題解決実践」と「事実問題解決実践」に分け、両者を連動させて同時並行的な活動の必要性を述べているが、それらが法定後見活動においてどのように連動し展開されるかは明らかにしていない。筆者も、法定後見活動におけるソーシャルワーク実践のプロセスを検討し、アドボカシーを基点としたソーシャルワーク機能の発揮を確認したが、法定後見活動において具体的にアドボカシーがどのように展開されているのかは明らかにできていない（小川 2018c）。

また、岩間（2011）は、アドボカシーの活動内容について「媒介・過程モデル」を援用してクライアントを問題解決の主体に位置づけ、「ケースアドボカシー Case Advocacy」

の延長に「コーズアドボカシー Cause Advocacy」を捉えた4層構造から明示しているが、アドボカシー概念を構成する要素が活動にどのような影響を与えているかは明らかにしていない。

II. 研究の方法

アドボカシー概念はソーシャルワークの領域において、ソーシャルワーク専門職としての姿勢、行動や機能を説明するために使われているが、ソーシャルワークにおけるアドボカシー概念がどのような要素から構成されているか、十分に分析されていない。アドボカシーの概念を探求するには、まず日本のアドボカシー概念の根拠となっている海外の文献からレビューしていく必要がある。

ソーシャルワークにおけるアドボカシーは、古くは Dorothea Dix や Jane Adams によるソーシャルワーク実践に見出すことができるとする (The Ad Hoc Committee on Advocacy 1969)。アドボカシーという概念はソーシャルワークにおいて新しい概念として登場したものではなく、ソーシャルワーク実践の初期から認知されてきた伝統的な概念とされる (増田 2011)。ソーシャルワークの領域で、初めて *advocate* または *advocacy* という用語が公式に使用されたのは、慈善矯正会議の記録の中であり、5回のカンファレンスの記録で使われている「*advocate*」は、支持する (*support*)、法案の通過に努める (*promote*)、影響を与える (*influence*) という意味で使われていたとされる (Schneider and Lester 2001)。1930年代後半から1960年代までは、ソーシャルワークは心理主義に傾倒する流れの中で「専門職化」のプロセスを辿る (秋山 1981、定藤 1982)。アドボカシーをおこなうソーシャルワーカーがソーシャルワークを実践していないと批判され解雇されるなど、「組織内

アドボカシー Internal Advocacy」の限界が示されている (Pratt 1972、小西 2007)。

このような状況をうけ、全米ソーシャルワーカー協会 (以下、NASW) は、1968年に「アドボカシーに関する特別委員会」を設置し、委員会の報告書である「弁護者 (*advocate*) としてのソーシャルワーカー：社会的犠牲者への擁護者」が出されて以来、アドボカシーがソーシャルワークの専門的機能の重要な機能として明確に位置づけられている (The Ad Hoc Committee on Advocacy 1969)。

1960年代の議論を契機にソーシャルワーカーの専門職性として、アドボカシーは明確に位置づけられ、クライアントのアドボケイターとしての役割はソーシャルワークの基本的な役割とされた (Litzelfelner and Petr 1997、Compton and Calaway 1998、Barker 1999、Hepworth and Larsen 2009)。しかし、アドボカシー概念をどのように実践形態として位置づけていくのかという議論が残されており、近年においても継続して取り組まれている課題となっている (小西 2007)。アドボカシーは社会情勢の変遷とともに語られてきた経緯があり、特に1960年代のアメリカにおいて、ソーシャルワークが担う機能として盛んに議論されている (Schneider and Lester 2001)。

本稿では、社会福祉専門職として成年後見活動をおこなう社会福祉士を焦点としていることから、NASWがアドボカシーをソーシャルワークの機能として位置づけた1960年代から現在までのアメリカにおけるアドボカシーに関する議論の整理をおこなう。また、山東 (2019) は「歴史的背景をふまえずにこうした説明だけを切り取ってしまうと、サービスの利用者を取り巻く身近な環境の改善を意識する方向性に偏る可能性が排除できない」と述べており、アドボカシーの歴史的背景を理解する必要があること、ソーシャルワークおよびアドボカシーは、社会情勢の影響を受けて変化してきた (Gilbert and Specht 1976、

Ezell 2001、Schneider and Lester 2001) ことから、議論を年代ごとに①「時代背景」、②「アドボカシーに関する議論」、③「中間まとめ」の3点で整理する。そして、アドボカシー概念に関する議論から論点を浮き彫りにし、アドボカシーを構成する主要な項目の抽出をおこなう。

Ⅲ. アメリカにおけるアドボカシーをめぐる議論の変遷

1. 1960年代

1) 時代背景

1960年代当時のアメリカは貧困、人種差別、都市問題等の社会問題の顕在化、それらの社会的対応を迫る様々な公民権運動などの社会運動やジョンソン大統領による「貧困との戦争」によって社会的に抑圧されてきた人々が権利意識を持ち、自らの権利獲得に向けて行動を起こした時代であった (Wineman and James 1969)。また、1965年の経済機会法 (Economic Opportunity Act of 1965) を通じて貧困改善を目的としたコミュニティ行動計画 (Community Action Plan) が開始された。

このような動きの中で、ソーシャルワークの領域では、社会問題に対するソーシャルワークの有効性への反省や、問題解決のためにアドボカシーの機能を再導入し強化すべきであるという声が高まった (Schwartz 1969、Knutzer 1971、定藤 1982)。1965年に Grosser は、ソーシャルワーク領域におけるアドボケイターの役割は法律分野から共用されてきたとし、アドボケイトの広範囲なアウトラインを示し、アドボケイトをソーシャルワークの機能の一環に位置づけた。その後、Terrell (1967)、Briar (1967)、Brager (1968) によってアドボケイトの概念化作業がおこなわれた。

2) アドボカシーに関する議論

Grosser (1965) は、当時のアメリカの社会情勢から都市で拡大する貧民を支援するソーシャルワーカーの役割としてアドボカシーをあげた。そして、ソーシャルワーカーにとってアドボカシーはクライアントとその集団の立場を代弁する姿勢であるとし、アドボカシーを「社会的対立における闘争的支持者 *partisan* であり、ソーシャルワーカーの専門的技術・知識は、クライアントの利益のために利用可能となる」(Grosser 1965: 18) と定義した。²⁾ Terrell (1967: 155) も、Grosser の定義を引用し、「ソーシャルワーカーは、社会的紛争において、彼の専門的見識をもつばら彼のクライアントのために役立てる闘争的支持者によらなければならない」と定義し、ソーシャルワークにおけるアドボケイターは「本質的に破壊していく役割を果たす」とクライアントのために敵対者に対抗する活動をおこなうことを使命と位置づけた。

その後、Brager (1968) は人(あるいは集団)の利益や権利が阻害されてしまう背景には、クライアントの多くが、主張 (*voice to be heard*) を行うことが困難な状況に置かれることで、コミュニティや政策の意思決定プロセスに関与できず、不利益な立場に置かれているという事実があると述べている。また、Brager (1968) は、社会的抑圧によるクライアントの意思表示の制限が問題とし、アドボカシーの目的を「社会的に不利な影響を受けている人々に対して、プログラムや政策などがコミュニティの力の再分配として概念化されること」(Brager 1968: 6) と、クライアントがコミュニティにおける意思決定プロセスに対して影響力を行使しうるよう、意思決定における「権力の再配分 (*redistribution of power*)」を強調している。そして、「ソーシャルワーカーが機能する文脈において、アドボカシーには政治的行動が必要」(Brager 1968: 9) であり、ソーシャルワーカーはクライアントおよびその集団と他者あるいは機関等との間の影

響力における格差を是正し、制度政策の変化・改善を目指すために「社会改良 (social reform)」に取り組む必要性について言及している。また、財政の問題は、ソーシャルワークのミッションを遂行する際の新たな厳しい障壁になる可能性があるとして指摘している (Brager 1968)。

こうした制度政策への働きかけが特定の集団の利益を想定して考えられていたことに対し、Briar (1967, 1968) はアドボカシーとして個人の利益や権利を擁護する立場を強調した。Briar (1967) は、「ケースワーカーがサービスを提供しようとしている人や特に貧しい人々の多くは、誰かがアドボカイトの役割を果たさない限り、自分たちの権利を行使したり、自分たちの主張やニーズを訴えたり、自分たちに不利な影響を与える行動に訴えたりすることはない」(Briar 1967 : 28) とケースワークの方法論にアドボカシーをはじめ位置づけた。そして、ケースワーカーによるアドボカイトとは「クライアントの『支持者 supporter』、『助言者 adviser』、『支持者 champion』であり、必要な場合は、クライアントのウェルビーイングに影響する法廷や警察、社会機関等に対応するための代理をおこなう」(Briar 1967 : 28) とした。

さらに、1969年に発表された The National Association of Social Workers (以下、NASW) の「アドボカシーに関する特別委員会」報告書では、弁護士のアドボカシー役割とポリテクニカルな環境でのアドボカシーの2つのアドボカイトの定義で始まっている。アドボカイトをソーシャルワークの専門的機能の一つに明確に位置づけ、ソーシャルワーカーがアドボカイト的役割を採用することの倫理的な責任性や、効果的なアドボカイトのための知識や技術の体系の確立、さらには専門職団体がソーシャルワーカーを保護する社会的責任について明らかにしている。

NASW はソーシャルワークの効果的な実践においてアドボカシーに向け取り組むべきプログラムとして、「①ソーシャルワーカーに対し、クライアントの権利とニーズを第一に考える専門職としての責任をその実践の中で積極的かつ勤勉に行使するよう促す。②ソーシャルワーカーがこの責任を果たすために情報やその他のリソースを提供することでソーシャルワーカーを支援する。③ソーシャルワーカーがクライアントの権利の擁護者として行動する過程で生じる報復（その中には避けられないものもある）からソーシャルワーカーを保護する」(The Ad Hoc Committee on Advocacy 1969 : 21) と、ソーシャルワーカーがアドボカシーをおこなう際のリスクにも触れ、職能団体によるサポートの重要性についても言及している。

3) 中間まとめ

1960年代は社会問題の顕在化に対する社会運動の活発化の影響から、アドボカシーへの関心が高まり、ソーシャルワークにおけるアドボカシーの位置づけが公民権運動や貧困との戦争に代表されるソーシャルアクションと連動して活発に議論された (宮川 1978, 横須賀 1993)。その結果、ソーシャルワーカーに求められる専門的知識としてアドボカシーは明確に位置づけられることとなった (Ezel 1994)。一方、これら社会問題の解決にかかわるはずのソーシャルワーカーが効果をあげられず、Perlman (1967) の『Casework is Dead』に代表されるケースワーク偏重主義への批判などソーシャルワーク領域の内外からその存在意義が問われた (増田 2011)。

そのため、アドボカシーはクライアントを排除する社会構造の改善に焦点があてられ、敵対的な立場で介入をおこなう闘争的支持者が強調された (Prat 1972)。そのため、クライアントとの関係は、ソーシャルワークの文脈における「ソーシャルワーカー/クライアント関係」ではなく、クライアントの代理または

代表として機関に働きかける「代理人関係」が主流であった。この「代理人関係」は、アドボカシーの概念が法律分野との共用であったこと、また、闘争的支持者という攻撃的、敵対的な介入をおこなう上で、クライアントとともに課題解決に取り組むという「共同関係」よりも効果的であったと考えられる。

また、ソーシャルワークにおけるアドボカシーの支援対象を「ケース(個人)」におくか、「クラス(集団)」におくかが焦点とされたが、『個人(あるいは集団)の利益や権利が損なわれないように保障することを目的に、専門職が介入を行う』という一定の共通性(増田 2011: 65)はみられることから、対象が個人であろうか集団であろうかと、対象の利益や権利を擁護するというアドボカシーの目的が確認できる。また、クライアントの困難が社会との関係によって発生しているという認識にもとづくことから、アドボカシーの目的の実現にむけた介入の焦点は、個人と社会の双方を捉えている。

2. 1970 年代

1) 時代背景

1970年代のアメリカは、ベトナム戦争が終結し女性の解放や公民権の促進にむけた社会活動が活発な時代であった。ニクソン政権の福祉改革の推進による社会プログラムの縮小にともなう財政的競争や、政府による гранトプログラムの厳しい制限によって、ソーシャルワーク専門職自身が精査の対象になった(Schneider and Lester 2001)。その結果、社会変革の推進やアドボカシー実践が制限され、ソーシャルワーカーは他の活動家や外の組織と提携するなどアドボカシーに直接には従事せず、さまざまな種類の専門家集団が政府や社会的なアドボカシーを引き受けた(小西 2007)。また、様々な政府機関が、特定のクライアントに提供されるサービスの質を監視し、確保するためのアドボカシーシステムを構築

し始めた(Kutchins and Kutchins 1978)。ソーシャルワークの領域では、システム論が導入され、ジェネラリストモデルが論じられるとともに、実践においては、プライベート・プラクティス(個人開業)やクリニカル・プラクティスが発展した時期であった(Briar 1974, Mickelson 1995)。

2) アドボカシーに関する議論

1970年代のソーシャルワークにおけるアドボカシーは、1960年代における社会変革を目的とした闘争的支持者という攻撃的な介入の是非が議論され、厳しい社会状況のなかでソーシャルワーカーとしてクライアントの利益を護るアプローチが模索されたことで、アドボカシーの捉え方、機能や役割が拡大し混乱を招いた(Gilbert and Specht 1976)。

アドボカシーにおける闘争的支持者を肯定的に評価していたのは、McCormick (1970)、Panitch (1974)、Patti (1974)、Kutchins and Kutchins (1978)である。McCormick (1970)は、ソーシャルワークにおけるアドボカシーは介入の一つの形式であることから、弁護士であれソーシャルワーカーであれ、「実際には、社会的対立の中での闘争的支持者であり、彼の専門知識は、クライアントの利益のためにのみ利用可能である」(McCormick 1970: 4)として、アドボカシーは雇用者や家主、裁判所や福祉機関など個人や制度との関係における個人に焦点をあてた活動であり、その介入は闘争的支持者としてのものであることを強調した。また、アドボカシー実践は、政治的・社会的な性格をもつ個人的な社会的活動であるため、専門的アドボカシーに従事するかどうかは個人の選択であるとNASWの見解を否定した。

Kutchins and Kutchins (1978)も、ソーシャルワーカーにとってアドボカシーは「社会プログラムに奉仕するのではなく、恵まれない人々に奉仕するためにソーシャルワークに再度専念するための旗印」(Kutchins and Kutch

ins 1978 : 120) であり、アドボカシーの概念がソーシャルワークの関心を社会へ引き戻す契機になってきた説明とし、ソーシャルワーカーがクライアントを抑圧する社会構造への敵対的な立場を取る意義について言及している。

また、ソーシャルワーカーはクライアントに不利益となる機関の状況を変える敵対的な立場を公に表現するべきとしたのは、Patti (1974) である。ソーシャルワーカーが「社会サービスの提供を改善したり、クライアントにとって有害な組織的条件を取り除く手段としての組織内アドボカシーの重要性がますます認識される」(Patti 1974 : 545) と、ソーシャルワーカーとその所属組織との関係にも言及している。この組織内アドボカシーの課題として、「時には組織の方針に反対したり、グループの規範に違反したり、役員や理事会との公然とした対立が含まれている場合もあるが、その範囲内であれば、もちろん、職を失う可能性」(Patti 1974 : 545) があると、アドボカシーをおこなうソーシャルワーカーは所属組織からの解雇の危険があることを指摘している。

1970年代半ばになるとソーシャルワーカーが組織外機関に敵対的な介入をおこなうリスクが指摘されはじめた。Panitch (1974)は、アドボケイターは「社会的対立の闘争的支持者としての役割を果たし、彼の専門知識をクライアントの利益を満たすためだけに使用」され、「原因または提案について主張、擁護、維持、または推奨する」(Panitch 1974 : 326) とソーシャルワーク機関のための技術(戦術論)として闘争的支持者を強調している。しかし、「多くのソーシャルワーカーにとって、アドボカシーの闘争的支持者という敵対的な介入の姿勢は、自然なものではない」(Panitch 1974 : 327) とアドボカシーの敵対的な実践はソーシャルワークの専門家にとって不自然な役割であると批判的にまとめている。

このような社会問題に対するソーシャルワーカーの使命として敵対的立場を取ることにの意義に疑問が高まった背景には、アドボカシーに対する議論が姿勢や態度といった理念的説明に留まり具体的な介入方法が検討されていないこと、ソーシャルアクションや「コミュニティアクション Community Action」など他の形態の社会的活動と区別されていないことがあげられる(Kutchins and Kutchins 1978)。

Richan (1973) は、アドボケイターとなる弁護士やソーシャルワーカーは、社会の利益を代表するがその方法は異なり、弁護士が「国家を含む様々な利害関係者がそれぞれの支持者を持つ制度の中で、闘争的支持者的な利害関係者の支持者として行動」するのに対し、「ソーシャルワーカーは他の請求と同様にクライアントの主張を判断する立場に立つ」(Richan 1973 : 222-223) とソーシャルワーカーの立ち位置を整理している。そして、アドボカシーは、政治的または社会的な原因から「被害を受けた個人、グループ、または特定の階層を代表して行動すること」で、影響をうける人に影響を与える政策や慣行を変更することであると述べている。また、アドボカシーの定義は「人々の権利の定義に依存する」(Richan 1973 : 220) と社会的ニーズの変化に応じてアドボカシーの定義が継続的に変化しなければならないことを提示している。

Levy (1974) も、「リーガルアドボカシー Legal Advocacy」とアドボカシーを区別し「法曹界の生き物であるアドボカシーの概念を、ソーシャルワークにおいて最大限に活用するためには、ソーシャルワークの機能のための修正と適応を必要とする」(Levy 1974 : 39) と、アドボカシーはあくまで法曹界からの借り物の概念と位置づけた。そして、ソーシャルワーカーは、「積極的な支持を嘆願し、支持し、推奨する行為で、他の人を擁護し、助け、保障し、他の人を支持し、他の人の原因のた

めに弁明し、仲裁することを意味する」(Levy 1974 : 40) ことから、ソーシャルワーカーは、クライアントとの関係において「自分の行動や願望に関連した問題を解決するための意思と責任をクライアントから奪うことのないよう感情的な中立性を維持」(Levy 1974 : 42) する必要性を述べている。また、Riley (1971) は、家族という専門分化した領域にアドボカシーを落とし込み、「ファミリーアドボカシーは、コミュニティの変化を生み出すための行動とスキルの応用に関わり(コミットし)、家族のニーズに関する直接かつ専門的な知識を活用することにより、人々の生活条件を改善するように設計されたサービス」(Riley 1971 : 373) と、アドボカシーは危機に瀕している家族やコミュニティを対象にコミュニティアクションの範囲のものとして提示され、個人よりも機関のシステムに対して用いられるとする。

3) 中間まとめ

1970年代はニクソン大統領が社会問題を軽視する政策をとったことへの反発としてアドボカシーへの関心がさらに高まり、アドボカシーが様々な社会問題に適用され、ソーシャルワーカーにはクライアントを抑圧する政治や社会構造の変革者としての役割が改めて強調された。また、ソーシャルワーカーによる政治や政策への働きかけは所属組織からの解雇の恐れがあることや、所属組織がソーシャルワーカーのアドボカシーを制限するとの認識から組織内アドボカシーへの関心が高まった時代であった。

また、闘争的支持者という敵対的な介入は、1960年代にアドボカシーを構成する主要な概念であったが、ソーシャルワーク専門職が介入対象に敵対的立場をとることは不自然との批判が出された。さらに、Levy (1974) は、クライアントとソーシャルワーカーとの関係には中立性が重要とし、クライアントの代理として問題解決を図る立ち位置(関係性)か

ら、クライアントの意思を尊重する立ち位置(関係性)が提示された。

1970年代は、アドボカシーの戦略や関係性の捉え方を拡大させたが、具体的な内容や介入方法が示されず、ソーシャルアクションなどの社会的活動との区別がされなかったため、アドボカシー概念の共有には至らなかった。

3. 1980年代

1) 時代背景

1980年代は、レーガン大統領が、連邦の赤字削減による国家予算の均衡、軍事・国家安全保障への重点化、負担の大きい社会プログラムの大幅な削減又は廃止という政治的行動計画(アジェンダ)を明らかにしたことで、ソーシャルワーカーがアドボカシー活動するうえで困難な時代となった。政策としての民営化と委譲が重要な要素となり、ジョンソン政権下で作られたさまざまなプログラムがカットされた。メデイケイド(低所得者医療扶助制度)は残ったが、種々の変化はソーシャルワークの実践における直接的なサービス分配システムに影響を与え、またソーシャルワーカーそのものは、「効果的でない公僕」として残された(Schneider and Lester 2001)。一方、新たにホームレスや薬物依存やHIV感染症などの問題が浮上し、第三者サービス契約が実施され、マネジドケアが開始された。ソーシャルワーカーは外的な制限や変化により影響をうけた個人を保護し支援するという本来の使命を果たすことを再び阻まれたが、アドボカシーは実現可能性のある答えとして捉えられていた(Schneider and Lester 2001)。

2) アドボカシーに関する議論

1980年代は、アドボカシーは、ケースワーク、立法、政策、制度、行政、人口、原因などの複数の実践設定へとさらに多様化していった。そのため、アドボカシーの具体性に焦点が当てられ、ケースアドボカシーや「クラスアドボカシー Class Advocacy」のほか組

織内アドボカシー、「組織外アドボカシー External Advocacy」、「セルフアドボカシー Self Advocacy」などの種類が拡大していった。

Epstein (1981) は、アドボカシーに関する文献は、賛否両論の警告と、具体的なアドボカシープログラムとそこに暗示されている実践モデルについての記述的な事例研究に限定されていると述べている。そして、ケースアドボカシーとクラスアドボカシーは概念的に異なるが、ケースアドボカシーからクラスアドボカシーに発展する可能性があり、クラスアドボカシーは個人を対象としたケースアドボカシーの必要性の発見につながると、両者が「実践の連続体に沿って存在」(Epstein 1981: 6) すると整理している。

また、Sosin and Caulum (1983) は、アドボカシーは、「環境だけでなく個人にも重点を置いたソーシャルワークを、他の支援専門職と区別する中心的な活動の1つ」(Sosin and Caulum 1983: 12) と位置づけ、アドボカシーはソーシャルワーク理論を背景にしていると述べている。しかし、ソーシャルワーカーが業務指針となる明確な概念的なスキームを持たずにアドボカシーを実践することが多いため、アドボカシーの定義が広範に使用されていると指摘している。そして、アドボカシーの役割は、ソーシャルワークの役割と実質的に同義であるとし、アドボカシーは「第三者が下した決定をクライアントに代わって変更しようとする代理の試み」(Sosin and Caulum 1983: 13) とソーシャルワーカーとクライアントの関係について代理関係を強調している。

1980年代に入りアドボカシーの具体的な内容が議論されはじめる中で、全米ソーシャルワーカー協会から発行されている『Encyclopedia of Social Work』に「advocacy」という項目が初めて記載されたのは1987年に発行された「18th(ed)」からである。McGowan (1987) は、『Encyclopedia of Social Work 18th(ed)』において、アドボカシーの概念は発展段階に

あるとし、「ケースアドボカシーとは、必要とされるサービス、資源、または権利を確保または強化するために、個々のクライアントまたは特定のクライアントグループを代表して、1つまたは複数の二次機関との間で闘争的支持者的な介入を行うこと」(と介入において攻撃的な闘争的支持者を残している。また、ケースアドボカシーは、多くの相互作用する変数が関与する計画された動的なプロセスと説明している。そして、意思決定モデルにおける介入の評価変数として、①問題の定義、②目的、③ターゲットシステム、④認可、⑤資源、⑥ターゲットシステムの潜在的な受容性、⑦介入のレベル、⑧介入の対象、⑨介入の戦略と手段、⑩過去のアドボカシー活動の成果を提示し、アドボカシー概念における主要な概念として意思決定を位置づけている。

3) 中間まとめ

1980年代に入るとソーシャルワーカーは、レーガン政権とブッシュ政権の予算削減傾向と闘うために、アドボカシー活動においてより政治的な戦略を用いる必要がでてきた (Ezell 1994)。しかし、政治や政策、コミュニティの変革を行う際に、関係機関に闘争的支持者という敵対的な介入を行うことへの違和感や混乱を感じるソーシャルワーカーが増え、ソーシャルワーカーによる政治的活動は衰退した (Reisch 1990)。

この政治やコミュニティへの攻撃的な介入を回避し、クライアントとソーシャルワーカーのリスクを軽減するアドボカシーが模索されるなかで、アドボカシー概念にシステム理論の視点を取り入れられ、介入の焦点に個人と環境の関係が加えられた。その結果、対象や範囲の議論が「ケース(個人)かクラス(集団)」の二元論から、ソーシャルワーク理論を背景とした個人と環境の相互作用を含む議論へと広がった。また、介入対象がケース(個人)からクラス(集団)へ発展する連続性が提示され、アドボカシー概念が一連のプロセ

スを備えることも示された。しかし、1980年代までのアドボカシーの概念は、ソーシャルワーク専門職としてのアドボカシーの価値や重要性について言及したものが多く、ソーシャルワーカーの態度 (attitude) を取り扱った議論にとどまり、具体的な技術や方法は提示されなかった (Patti 1974、Herbert and Mould 1992)。

4. 1990年代

1) 時代背景

1990年代のクリントン政権下では、連邦予算の削減と国の役割の地方分散化の流れの中で社会福祉プログラムの決定権が州に移され、貧困者などへの政府の関与を減らす政策に移行した (Mizrahi 2008)。特に、1996年の個人責任および就労機会調整法、1997年の養子縁組および安定家族法は、ある特定の層、主に貧しい女性、マイノリティ、子どもに対し、深刻で不均衡な影響をもたらした。また、メディケイドマネジドケア (Medicaid Managed Care) により質の高い医療サービスが提供されるようになったが、医療提供者の人数が制限され1カ月に決まった割合の人数しかケアが提供されない制限的な制度として運用された (Schneider and Lester 2001)。

2) アドボカシーに関する議論

1990年代になるとアドボカシーはソーシャルワーク領域で流行する専門用語として位置づけられ、テキストにも登場するようになった (Kaminski and Walmsley 1995)。しかし、アドボカシーの用語の用いられ方は、「ある活動」を表現するか、「特定の結果を導く言葉」として単純に使われるか、または「多様な実践領域や場に対して定義し適用しようとしているもの」に分かれ、長い歴史にもかかわらず、まだ共通の定義や範囲が共有されていない状況にあると指摘された (Schneider and Lester 2001)。このような状況を受け、1996年にNASWは倫理綱領の改訂を実施し、ソシ

ヤルワーカーがクライアントの代理としてアドボケートする必要性やソーシャルワークの能力と実践領域について多くの言及を行っている (Mickelson 1995)。

1990年代におけるアドボカシーの概念は、社会構造の変革に対する闘争的支持者にかわってエンパワメント³⁾の概念が検討され、クライアントとソーシャルワーカーの関係について代理関係だけでなく共同関係をも射程に入れられた。Rose (1990) は、ソーシャルワークが専門職の起源以来、構造的な矛盾の中に組み込まれ、この矛盾の本質は専門職がその正当性と主要な資金調達の両方を資本主義国家から受けている社会的事実から生じているとした。そして、これらの矛盾に対応するアプローチとして「アドボカシー/エンパワメント」を位置づけ、「実践へのアドボカシー/エンパワメント志向は、社会的に構造化された疎外、孤立、そして、私たち自身と日常生活を理解するために利用できる社会資源の貧困と戦うための努力である」(Rose 1990:43)と述べている。ここでは、ソーシャルワーカーがクライアントの代理人として課題解決に取り組むだけでなく、クライアントは自らが置かれる排除構造を理解し主体的に課題解決に取り組むことに焦点が当てられている。

また、Hyduk and Moxley (1997) は、高齢者のエンパワメントの強化を目的としたアドボカシーの実現可能性について検討し、消費者主導型の実践としての「パーソナルアドボカシー Persona Advocacy」の戦略を用いたプログラムを提案している。パーソナルアドボカシーを「ソーシャルワーカーが抑圧、剥奪、差別を経験している状況の中で、サービス受給者とソーシャルワーカーを一致させる実践のためのアプローチ」(Hyduk and Moxley 1997:78)と定義し、ソーシャルワーカーがクライアントとともに課題解決に取り組むことを強調している。また、アドボカシーは、「ソーシャルワーカーとの共同的な位置づけを形

成する機会を提供する支援プロセスを通じた自己決定の実施」であり、「エンパワメントを目的とした介入の枠組みを確立するもの」(Hyduk and Moxley 1997:88)とまとめている。

一方、Mickelson (1995) は、エンパワメントが難しい子どもや重度の精神障害者を対象とする場合は、クライアントが置かれる環境によって自己決定が阻害されたり、社会的不公平を引き起こされていないか環境アセスメントをおこない、ソーシャルワーカーは、個人やコミュニティがクライアントを苦しめる環境の中で問題に立ち向かうために、力づけることが可能であるかを判断することが必要である述べている。エンパワメントがすべての対象に適用可能ではないことから、クライアントの力づけが困難な場合にはアドボカシー概念の代理関係が有効となる。

1990年代はアドボカシーの概念とエンパワメントの関係性について関心が議論されたが、アドボカシーそのものの概念の整理はされないままであった。Ezell (1994) は、アドボカシーに関する議論が、「明確な概念的枠組みに基づいた具体的なスキルを持つ実践の分野というよりもアドボカシーを態度として扱っている」(Ezell 1994:36)と述べている。そして、アドボカシーについて合意された定義は存在しないとしながらも、「アドボカシー活動は、クライアントやクライアントのグループに代わり、特定の決定、法律、政策、または慣行に意図的に影響を与える目的のための努力」であり、「①特定のクライアントまたはクライアントグループを代表してこれらのアドボカシー活動に従事していること。②介入の対象がクライアントではなく、機関またはシステムであること、③他のソーシャルワークの介入と同様に、それは体系的(すなわち、問題の評価、計画、行動、評価を含む)であること。」(Ezell 1994:37)とした。

Litzelfelner and Petr (1997) もソーシャルワークにおけるケースアドボカシーの役割に

ついて、「個人を代表して、または個人のために、または個人を代表して話すこと」をとおして「通常、他の人が必要とするサービス、資源、または権利を得ることを支援する観点から説明される」(Litzelfelner and Petr 1997:394)とまとめ、ソーシャルワーカーは単にサービスの提供や資源の獲得にとどまらず、クライアントと環境との適合性に関心を払うことが重要と述べている。

1990年代にはいると、1960年代に議論されたケースアドボカシーとクラスアドボカシーについて『Encyclopedia of Social Work 19th(ed)』において一定の整理が示された。Mickelson (1995) は、ソーシャルワーカーは、個人、グループ、またはコミュニティが環境の変化をもたらすための介入を必要としていると判断された場合に、特に力を与えることができない人々のために、彼らに代わってアドボカシーを行う義務を有する。そして、ソーシャルワークにおけるアドボカシーを「社会正義を確保または保持することを目的として、一人または複数の個人、グループ、またはコミュニティを代表して、直接代表したり、弁護したり、介入したり、支援したり、行動を推奨したりする行為」(Mickelson 1995:95)と定義している。そして、実践的視座から、ケースアドボカシーとクラスアドボカシーに大別されて論じられてきた両者は明確に分けられるものではなく、ケースアドボカシーの充実がクラスアドボカシーに結果としてつながることから、両者を不可分なもの、あるいは一体的なものと説明している(Mickelson 1995)。

3) 中間まとめ

1990年代以降のアドボカシー概念はテキストに用いられるようになりソーシャルワーク領域での専門用語として定着しはじめるものの、アドボカシー概念の定義が共通理解されるまでは至っていない。また、1990年代に入り、アドボカシー概念を用いることでの具

体的な成果や活動内容、範囲が議論される中で、新たにエンパワメントの概念が検討されるようになった。エンパワメントがアドボカシーの主要な概念として定着していく要因には、「介入の仕方に、クライアントとのパートナーシップを強調する近年のソーシャルワーク実践理論の動向が反映」(小西 2007 : 28) しており、ソーシャルワーカーとクライアントの関係が代理人関係に限定されず「共同 partner」関係にも焦点があてられた。さらに、Mickelson (1995) がケースアドボカシーとクラスアドボカシーの一体性に言及し、「個と集団」の二元論から両者は分離して捉える概念ではなく、一体的に捉える視点が示されたことも 1990 年代の特徴といえよう。

5. 2000 年代

1) 時代背景

2000 年から 2008 年のブッシュ政権の間、イラク戦争、テロリズム、財政赤字、マネージドケア、政策決定の州への委譲の増加などの問題は、公共部門のソーシャルワーカーに課題を突きつけた。そして、社会保障制度の持続可能性や維持に向けた制度の民営化についても議論された。2009 年に就任したオバマ大統領は 2010 年に医療制度改革法を成立させ 2014 年から本格施行し一定の成果をあげた。しかし、2017 年にトランプ大統領の就任後は、「オバマケア」の廃止が試みられ失敗に終わったが、補助金の削減等、様々な形で弱体化が図られている。また、連邦捜査局 (FBI) のヘイトクライムに関する報告書によると、2016 年 11 月のトランプ大統領選挙後に報告が急増している (Petulla, et al. 2017、Hoefler, R. 2019)。

2) アドボカシーに関する議論

このような社会情勢を背景に、アドボカシーは、ロビー活動、コミュニティの組織化、ソーシャルアクションを用いて政治・政策に働きかける時流に乗ったアプローチとして位

置づけられた (Freddolino et al. 2004、Mosley 2013、Talbot and McMillin 2014)。また、インターネットと先端技術が社会のあらゆる分野の基本的な特徴となったことで、ソーシャルワーカーも情報革命の中で働くために実践の再発明が求められ、クライアントの問題や政策の策定に影響を与えることを目的とした電子的なアドボカシーが登場した (Mizrahi 2008)。クライアントによる主張の発信は、インターネット普及によって、年齢、人種、性別、障害の有無にかかわらず、参加者を簡単に平等に参加させることができるようになった (Delany 2011)。テクノロジーは社会変革の分野にも参入し、短期間のうちに、アドボカシー活動や政治的キャンペーン、関連する社会変革プログラムへの主要な貢献者となった (Davis et al 2002、McNutt, 2006; 2008、McNutt and Barlow 2012)。

Schneider and Lester (2001) は、これまでのアドボカシーは複数の定義や次元で、相反するものも含まれ混乱が生じていることから、ソーシャルワーク領域でのアドボカシーの 90 以上の定義を分析し 11 項目の主要な概念を抽出した。そして、アドボカシーの定義開発の基準として「明瞭」「測定可能」「限界」「アクション指向」「役割や成果でなく活動を焦点」「包括的」を提示している。そして、ソーシャルワークアドボカシーを「クライアントの唯一かつ共通の代理を務めること、あるいはフォーラム (公開討論会) のテーマとして、不公平で無反応な体制における意思決定に体系的な影響を与えようとする試み」(Schneider and Lester 2001 : 64) と定義した。この定義は、ソーシャルワーカーが自分自身を見つけるクライアントとの一対一、地域、立法、機関などの場などの実践の場に適用可能で、アドボカシーを包括的に捉えており、2000 年以降のアドボカシーの定義のスタンダードとして位置づけられている。

Ezell (2001) も、アドボカシーを「特定のクライアントまたはクライアントのグループに代わって、または特定のクライアントと一緒に、特定の既存のまたは提案された政策や慣行を変更するためのそれらの明確な努力で構成される」(Ezell 2001 : 23) と、クライアントとの共同による戦略的介入の重要性を強調している。そして、具体的な変革活動にむけて「機関アドボカシー Agency Advocacy」、「立法アドボカシー Legislative Advocacy」、リーガルアドボカシー、「コミュニティアドボカシー Community Advocacy」という4つの主要な戦略と、議員へのロビー活動、委員会の公聴会での証言、機関幹部の説得、記者会見の開催、訴訟の法廷準備書面の提出などの具体的な行動を提示した。

Hepworth and Larsen (2009) は、アドボカシーをソーシャルワーク専門職が使命を追求する活動の一つと位置づけ、日常的にソーシャルワーカーはアドボカシーが必要となる無数の社会政策や法律に直面していると述べている。アドボカシーを「クライアントと資源を結びつけることと関連して、アドボカシーとは、他の方法では得られないサービスと資源をクライアントに獲得させるために、クライアントと共同し、同時に／あるいは、クライアントの代理人として働くプロセスである」(Hepworth and Larsen 2009 : 66) とし、ケースアドボカシーを「クライアントとともに、そしてクライアントのために、受給資格があり尊厳を守ってくれる福祉手当やサービスを確実に受け取れるように働きかける」とし、コーズアドボカシーを「同じ状況に置かれている集団の権利を守るためのアドボカシー」と(Hepworth and Larsen 2009 : 689) と整理している。特に法律や政策への影響にはアドボカシーとソーシャルアクションを組み合わせる例が多くあることを理由に両者の要素を適合させ、統一した定義を提示している。アドボカシーは、アドボカシーやソーシャルア

クションがなければ提供されないサービスや資源を獲得し、グループやコミュニティに悪影響を及ぼす政策や慣行の是正と政策や実践に影響を与え、必要な資源やサービスの提供につながる法律や政策を推進することを目的に「クライアントとともに、あるいはクライアントの代理として、変化に影響を与えるか、または変化をもたらす過程」(Hepworth and Larsen 2009 : 690) と、抑圧的な社会構造への改革におけるクライアントとの共同関係が重視されている。

2000年代におけるアドボカシーに関する議論は、社会情勢や福祉サービスの構造から生じる、個人(あるいは集団)と環境のアンバランスな力関係に介入することで、虐待や非人間的扱いを受けることがないように権利を擁護し、官僚的な障壁によりサービスを受けることが阻害されないよう働きかけ、サービスや機会へのアクセスをより良くするという内容において共通している(Kirst-Ashman and Hull 2014、Moxley 2014)。

3) 中間まとめ

2000年代にはいると、アドボカシーの概念は多様な戦略的な介入を包含する包括的な概念として捉えられるようになった(Ezell 2001、McLaughlin 2009)。

このようなアドボカシー概念の広がりには、Schneider and Lester (2001) によって包括的な定義と定義開発の基準が示されたことが影響を与えていると考えられる。Schneider and Lester (2001) の定義では、クライアントの関係を代理関係に限定せずに「共通の代理」とクライアントとソーシャルワーカーが共同してアドボカシーに取り組むことを示している。アドボカシー概念は、代理関係に加えて共同関係をも射程に入れることで、クライアントの代理としてだけでなく、クライアントと共同し、抑圧的な社会構造の変革を目指す概念として整理されている。

また、アドボカシーの戦略としてフォーラム（公開討論会）を用いており、これまでの介入の焦点を「個人か集団」かの2元論の議論を超えて、フォーラム（公開討論会）という「個人」と「集団」の双方が包含される場面(状況)の設定と介入に焦点をおいている。さらに、クライアントを社会的排除によって力を奪われた存在として捉え、クライアントが力を奪われる場として、「意思決定の場」に着目している。クライアントが自らの意思を反映させる試み（活動）は、1990年代におけるエンパワメントの意味内容を踏まえた概念となっていると考えられる。

しかし、Schneider and Lester (2001) の定義には、多様な実践の場に適用可能ではあるが、「意思決定に体系的な影響を与えようとする試み」を測定する具体的な活動は示されておらず、またフォーラム（公開討論会）を通してどのようにケースアドボカシーとクラスアドボカシーが連動するののかについては不明である。その後、Hepworth and Larsen (2009) が、アドボカシー概念に、政策や法律へ影響をあたえる試みを強調し、ソーシャルアクションの要素を含む概念として整理していることをみても、アドボカシー概念は、個人への介入に限定されず社会への働きかけも視野に入れた概念として位置づけられている。

IV. 考 察

1960年代から現在まで各年代のアドボカシー概念の議論の整理をおこなった。これらの整理からアドボカシー概念の論点について検討する。

第1はアドボカシーの対象についてである。1960年代当初から、アドボカシーの対象を「個人」とするか「集団」とするかで議論が行われている。結果、個人に焦点をあてたケースアドボカシー、集団に焦点をあてたクラ

スアドボカシーに区分された。しかし、1990年代以降はアドボカシーをプロセスとして捉えるようになったことで、ケースアドボカシーの延長にクラスアドボカシーを位置づけ、アドボカシーの対象は個人と集団の双方が含まれると整理したことで、個人救済と制度改変はケースアドボカシーからクラスアドボカシーへの一連のプロセスとしてアドボカシーに包含された。また、1990年代にアドボカシー概念の主要な概念として定着していったエンパワメントがミクロとマクロの統合論を志向する概念であったことも影響していると考えられる（小西 2007）⁴⁾。

第2はソーシャルワーカーとクライアントの関係である。アドボカシーの概念は、法律分野との共用概念であったことや闘争的支持者という攻撃的な戦術を用いたことから、その関係は代理関係が主流であった。ソーシャルワーカーはクライアントの側に立つ姿勢として代理人関係を重視してきたが、代理人関係はクライアントの依存性を助長（定藤 1982）し、クライアント自身が問題解決の主体として変革に参画するというソーシャルワーク関係の構築が課題となった。そして、これらの課題はアドボカシーの概念に、エンパワメントという新たな概念を組み込むことで、その「代理人関係」だけでなく「共同関係」をも射程に入れていったと考えられる。Schneider and Lester (2001) は、ソーシャルワークのアドボカシーの価値として、①尊厳と人間の権利、②パワーレスに対して働きかける、③自己決定のサポート、④思いやりと苦悩の軽減、⑤エンパワメントとストレングスの視点、⑥社会的正義、にあるとし、特徴の一つは、クライアントが問題解決の主体として、自分で声を上げる、エンパワーリングにあるとする（Schneideret .la 2001 77-80）。しかし、アドボカシーとエンパワメントの関係性については言及されていない。両者の区別について谷口（1997）は、エンパワメントの基盤を

形成する具体的な実践としてアドボカシーがあり、力づける（エンパワー）することがアドボカシーの目的とし、アドボカシーをエンパワメントを展開する際の「具体的実践でありかつ目的」としている。また北野（2000）は、エンパワメントを「自立して自分らしく生きる力を高めること、およびそのプロセス」とし、援助のプロセスと目的を内包したものと捉えている。その内容は、奪われている力の自覚、阻害要因との対決、解決する力や支援する力の活用としている。そして、アドボカシーを前述のように「権利に関わる法的、政治的諸問題に関して、個人や仲間がエンパワメントすることを支援する一定の方法や手続きに基づく活動の総体」と定義し、アドボカシーをエンパワメントの下位概念に位置づけている（北野 2000 : 143）。アドボカシーはエンパワメントを具体化する概念として位置づけられるが、エンパワメントは精神障害者や知的障害者、乳児や子どもなどソーシャルワーカーの支援があってもクライアント自身が主体的に問題解決に取り組むことが難しい対象には適応しない場合がある。そのような場合には、アドボカシー概念がもつ「代理関係」が用いられる。しかし、アドボカシーが「代理関係」に限定されてしまうと、クライアントの主体性が制限されることから、エンパワメントの概念を取り入れることで、「代理関係」に加えて「共同関係」を射程に入れることができたと考えられる。

第3は介入の範囲である。介入の範囲は社会情勢に影響をうけクライアント個人から集団、敵対機関から組織内機関、制度・政策、コミュニティ、政治や慣習まで、いわゆるミクロからマクロまでを介入の範囲としている。これはソーシャルワークにおけるミクロからマクロへの連続した働きかけと同様であるが、ソーシャルワーカーが所属する組織内機関への働きかけを含んでいることはアドボカシーの特徴といえる。つまり、アドボカシーの障

壁としてソーシャルワーカーの所属組織が捉えられており、近年、ソーシャルワーカーがサービス提供者としての側面を強めるなかで、ソーシャルワーカー自身がクライアントから力を奪う社会構造の一部であるという認識が高まったことが考えられる。

第4はアドボカシーの戦術である。アドボカシーの介入対象は個人から政治まで幅広いため、アドボカシーで採用される戦術も闘争的支持をはじめ、調整、変革、エンパワメント、公開討論会の開催、ロビー活動まで多様である。歴史的変遷をみると、クライアントに代わってアドボカシーをおこなうことから、クライアント自らがアドボカシーをおこなえるよう共同で課題に取り組む戦術へと変化している。

第5はアドボカシーの種類である。アドボカシーの対象、範囲、戦術が拡大するなかで、アドボカシーの種類も多様化してきた（小西 2019）。対象の捉え方の違いではケースアドボカシーとクラスアドボカシー、課題の見立てや介入の手法の違いではリーガルアドボカシーとソーシャルワークアドボカシー、介入の範囲の違いでは機関アドボカシー、立法アドボカシー、「行政アドボカシー administrative Advocacy」などに区別されていった。1960年代には、アドボカシーの種類で相互の関連は想定されていなかったが、近年はケースアドボカシーとクラスアドボカシーは一連のプロセスとして整理されている。ソーシャルワークの視点から包括的にアセスメントすることによって、多様なアドボカシーの種類が柔軟に活用できるようになっていると考えられる。

以上、アドボカシー概念の検討から論点を整理した結果、「対象」「関係」「範囲」「戦術」「種類」の5点をアドボカシーの概念を構成する主要な要素として抽出した。

V. おわりに

本論では、1960年代以降のアメリカでのアドボカシー概念の議論の変遷から論点を検討し、法定後見活動におけるアドボカシープロセスを分析する項目として「対象」「関係」「範囲」「戦術」「種類」の5つを抽出した。これら5点の項目はアメリカにおけるアドボカシーの議論から抽出したものであるため、わが国のアドボカシー概念との関連を明らかにする必要がある。今後は、わが国におけるアドボカシー概念に関する議論の論点との比較検討を行いアドボカシー概念の分析項目を明らかにし、法定後見活動におけるアドボカシープロセスの検討をおこなう予定である。

本研究はJSPS 科研費「包括的な相談支援体制での独立型社会福祉士によるコーディネートの有効性」(17K04236)の研究成果の一部である。

注

- 1) 本稿では、被成年後見人、被保佐人、被補助人をあわせて「被後見人」とする。
- 2) 先行研究では、「パルチザン partisan」(小松 1967)、「パルティザン」(秋山 1999、小西 2007; 2019)とカタカナ表記が用いられ日本語表記はされていない。「partisan」の訳には、「支持者、擁護者、党員」または「パルチザン、ゲリラ、遊撃隊」の意味があり、アドボカシーの定義で「partisan」を初めて用いた Grosser (1965) は、「partisan」を闘争的な活動として用いている。「partisan」は、アドボカシー概念の構成要素として重要であるため、本稿では日本語表記として、「闘争的支持者」と表記する。
- 3) 本稿でのエンパワメントは、久保 (2014: 218) の定義に基づき、「エンパワメントは、人間を社会的存在・目的志向的存在としてと

らえ、人とその人の環境との間の関係の質に焦点をあて、人々がその潜在性を最大限に発揮できることを目指し、所与の環境を改善するパワー、とりわけ、人々が QOL と社会資源への公正なアクセスの機会を害する環境条件に抵抗しそれを変化させるパワーを発達させ、みずからの人生の主人公になるべく希望とパワーを自身、そして自身を取り巻く環境の中に見出し、自分たちの生活のあり方をコントロールし自己決定できるように支援すると同時に、それを可能にする公正な社会の実現を目指す理論」とする。

- 4) 高山 (2002: 6) は、「エンパワメントは社会的な視点をもった深まりと広がりのあるものだということである。それはまさにアドボカシーの実践である」と類似点として社会的視点をあげている。宮川 (1999: 82-83) は、エンパワメントとアドボカシーの関係性について、「共通している点は、ソーシャルワークの介入の焦点として、クライアントの問題解決およびそれに伴う社会資源の獲得・利用における、社会構造からくるクライアントの無力さとその克服に焦点をあてていることである。」と類似点として介入の焦点をあげている。

文献

- 秋山智久 (1981) 「社会福祉専門職化をめぐる論点と最近の動向」『月刊福祉』64(4), 8-14.
- 秋山智久 (1999) 「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割ーアドボカシーを中心に」『社会福祉研究』75, 23-33.
- 新井誠 (2019) 「成年後見における身上保護の意義・覚書: 国際的潮流も踏まえつつ」『実践成年後見』79, 5-14.
- 馬場由香里 (2006) 「成年後見制度における第三者後見人の支援ーソーシャルワークの視点から」『九州社会福祉研究』31, 67-75.

- Barker, R. (1999) The social work dictionary 4th ed., NASW Press.
- Brager, G. (1968) Advocacy and political behavior, Social Work, 13(2), 5-15.
- Briar, S. (1967) The current crisis in social casework, Social work practice, 19-33.
- Briar, S. (1968) The casework predicament, Social Work, 13(1), 5-11.
- Briar, S. (1974) The future of social work: an introduction, Social Work, 19(5), 514-518.
- Compton, B. and B. Galaway (1998) Social Work Processes Homewood, Wadsworth Pub Co.
- Delany, C. (2011) The tools and tactics of Digital politics advocacy: Online politics 101., <http://www.epolitics.com>.
- Davis, S., et al. (2002) on democracy: The Internet's power to change political apathy into civic action, Westview Press.
- Epstein, I. (1981) Advocates on advocacy: An exploratory study, Social Work Research and Abstracts, 17(2), 5-12.
- Ezell, M. (1994) Advocacy practice of social workers, Families in Society, 75(1), 36-46.
- Ezell, M. (2001) Advocacy in the human services, Cengage Learning.
- Freddolino, P., et al. (2004) A differential model of advocacy in social work practice, Families in Society, 85(1), 119-128.
- 福島喜代子 (1999) 「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割」『社会福祉学』39(2), 118-133.
- Gilbert, N. and Specht, H. (1976) Advocacy and professional ethics, Social Work, 21(4), 288-293.
- Grosser, C. (1965) Community development programs serving the urban poor, Social Work, 10(3), 15-21.
- Herbert, M. and Mould, W. (1992) The advocacy role in public child welfare, Child Welfare, 71(2), 114-130.
- Hepworth, D., et al. (2009) Direct Social Work Practice: Theory and Skills, 8th Edition., Brooks Col. (=2015 武田信子監修『ダイレクト・ソーシャルワークハンドブック:対人支援の理論と技術』明石書店) .
- 日田剛 (2017) 「専門職後見人の実践における権利擁護に関する研究 : : 首長申立てケース受任者へのインタビュー調査から」『社会福祉学』58(3), 14-26.
- Hoefler, R. (2019) The dangers of social justice advocacy, Social Work, 64(1), 87-90.
- Hyduk, C. and Moxley, D. (1997) A personal advocacy model for serving older adults, Journal of Gerontological Social Work, 28(4), 75-90.
- 飯村史恵 (2015) 「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望 : 障害者権利条約第 12 条で問われているもの」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3, 79-97.
- 池田恵利子 (2011) 「成年後見とソーシャルワーク・虐待防止」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』日本評論社, 292-306.
- 池田恵利子 (2019) 「実務における身上保護(身上監護)の考え方」『実践成年後見』79, 26-32.
- 岩崎香 (2006) 「成年後見制度とソーシャルワークにおける権利擁護(アドボカシー)」『精神保健福祉』37(4), 374-378.
- 岩間伸之 (2011) 「成年後見制度と社会福祉—その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627, 19-29.
- 岩間伸之 (2014) 「権利擁護の理念と実践」日本社会福祉学会事典編集委員会『社会福祉学事典』丸善出版, 500-503.
- 上山泰 (2019) 「現行法における身上保護の内容と考え方」『実践成年後見』79, 15-25.

- Kaminski, L. and Walmsley, C. (1995) The advocacy brief: a guide for social workers, The social worker, 63(2), 53-58.
- 北野誠一 (2000) 「アドボカシー (権利擁護) の概念とその展開」河野正輝・大熊由紀子・北野誠一編『講座障害をもつ人の人権 福祉サービスと自立支援』有斐閣, 142-159.
- Kirst-Ashman, K. and Hull, G. (2014) Brooks/Cole empowerment series: Understanding generalist practice, Nelson Education.
- 小西加保留 (2007) 『ソーシャルワークにおけるアドボカシー—HIV/AIDS 患者支援と環境アセスメントの視点から』ミネルヴァ書房.
- 小西加保留 (2019) 「ソーシャルワーカーの実践と「非対称性」の課題: アドボカシーを巡る価値の相反性」『ソーシャルワーク研究所』10, 35-45.
- 小林昭彦・原司 (2002) 『平成 11 年民法一部改正法等の概況』財団法人法曹界.
- Knitzer, J. (1971) Advocacy and the children's crisis, American Journal of Orthopsychiatry, 41(5), 799-806.
- 久保美紀 (2014) 「エンパワメントとストレングス」社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版, 218-219.
- Kutchins, H. and Kutchins, S. (1978) Advocacy and social work, Journal of Sociology & Social Welfare, 14(3), 119-133.
- Levy, C. (1974) Advocacy and the Injustice of Justice, Social Service Review, 48(1) 39-50.
- Litzelfelner, P. and Petr, C. (1997) Case advocacy in child welfare, Social Work, 42(4) 392-402.
- 増田和高 (2011) 「アドボカシーに着目したケアマネジメント実践のあり方に関する文献的考察」『生活科学研究誌』9, 63-71.
- McLaughlin, A. (2009) Clinical social workers: Advocates for social justice, Advances in social work, 10(1), 51-68.
- McNutt, J. (2006) Building evidence-based advocacy in cyberspace: A social work imperative for the new millennium, Journal of Evidence-based Social Work, 3, 91-102.
- McNutt, J. (2008) Advocacy organizations and the organizational digital divide, Currents: Scholarship in the Human Services, 7(2), 1-16
- McNutt, J. and Barlow, J. (2012) A longitudinal study of political technology use by nonprofit child advocacy organizations, E-governance and civic engagement: factors and determinants of e-democracy, 405-421.
- McCormick, M. (1970) Social advocacy: A new dimension in social work, Social Casework 51(1) 3-11.
- McGowan, B. (1987) Advocacy, Anne Minahan ed. Encyclopedia of social work, National Association of Social Workers, 89-95.
- Mizrahi, T. (2008) Mizrahi, T. and Larry, E. A advocacy, Encyclopedia of social work 20th.ed. NASW Press, Oxford University Press, 59-65.
- Mickelson, J. (1995) advocacy, R. L. E. Edwards, Richard A ed. Encyclopedia of social work 19ed. NASW press, 96-97.
- Mosley, J. (2013) Recognizing new opportunities: Reconceptualizing policy advocacy in everyday organizational practice, Social Work, 58(3), 231-239.
- Moxley, D. (2014) The Advocate's Compromise: Strategies and Tactics to Improve the Well-Being of People with Diminished Status, Ethics and Social Welfare, 8(3), 277-292.
- 宮川数君 (1978) 「ケースワークとアドボカシー」大塚達雄・岡田藤太郎編『ケースワーク論—日本の展開をめざして』ミネルヴァ書房, 33-46.
- 宮川数君 (1999) 「ソーシャルワークにおけるエンパワメントの実践技法」小田兼三・杉本敏

- 夫・久田則夫編者『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版。
- 小川幸裕 (2018a) 「成年後見制度における社会福祉士に期待される役割－『成年後見関係事件の概況』の分析を中心に－」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』18, 21-29.
- 小川幸裕 (2018b) 「成年後見制度における権利擁護概念の検討－成年後見制度利用促進法を踏まえて－」『北海道地域福祉研究』22, 1-12.
- 小川幸裕 (2018c) 「成年後見活動における独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践について」『北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集』9, 1-17.
- Panitch, A. (1974) Advocacy in practice, Social Work, 5, 326-332.
- Patti, R. (1974) Limitations and prospects of internal advocacy, Social Casework, 55(9), 537-545.
- Perlman, H. (1967) Casework is dead, Social Casework, 48(1), 22-25.
- Petulla, S., et al. (2017) The number of hate crimes rose in 2016 (<https://edition.cnn.com/2017/11/13/politics/hate-crimes-fbi-2016-rise/index.html>, 2020.8.6).
- Pratt, M. (1972) Partisan of the disadvantaged, Social Work, 17(4), 66-72.
- Reisch, M. (1990) Organizational structure and client advocacy : Lessons from the 1980s, Social Work 35(1), 73.
- Richan, W. (1973) Dilemmas of the Social Work Advocate, Child Welfare, 52(4), 220-226.
- Riley, P. (1971) Family Advocacy: Case to Cause And Back to Case, Child Welfare, 50(7), 374-383.
- Rose, S. (1990) Advocacy/empowerment: An approach to clinical practice for social work, J. Soc. and Soc. Welfare, 17, 41-50.
- 定藤丈弘 (1982) 「ソーシャル・ワークとアドボカシー（戦後社会福祉の到達水準と今後の課題）－体系化と争点・到達点と分析・課題」『社会福祉研究』30, 141-146.
- 齋藤友子 (2013) 「社会福祉士の成年後見業務に関する考察－社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬－」『社会福祉士』20, 34-42.
- Schneider, R. and Lester, L. (2001) Social work advocacy: A new framework for action, Brooks/Cole.
- Schwartz, W. (1969) Private troubles and public issues: One social work job or two, Social welfare forum, 小松源助訳 (1978) 「個人的な問題と社会的な問題－ソーシャル・ワークの仕事は一つか、それとも二つか」ワインバーガー編『現代アメリカの社会福祉論』ミネルヴァ書房, 242-263.
- Sosin, M. and Caulum, S. (1983) Advocacy: A conceptualization for social work practice, Social Work, 28(1), 12-17.
- 高山直樹 (2002) 「福祉改革のキーワードは『権利擁護』」日本社会福祉士会編『社会福祉の権利擁護実践：利用者の声を聴く社会福祉士として』中央法規出版, 2-15.
- 高山直樹 (2014) 「アドボカシー」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版, 200-201.
- 谷口政隆 (1997) 「社会福祉実践とエンパワメント」『社会福祉』37, 35-46.
- The Ad Hoc Committee on Advocacy(1969) The social worker as advocate: Champion of social victims, Social Work, 14(2), 16-22.
- Terrell, P. (1967) Perspectives on Social Work, 小松源助訳 (1972) 「急進的改革論としてのソーシャル・ワーカー－弁護の役割」ワインバーガー編『社会福祉論の展望（下巻）』ミネルヴァ書房, 152-163.
- Talbot, E. and McMillin, J. (2014) The social work reinvestment initiative: Advocacy and social work practice, Social Work, 59(3), 201-210.

鵜浦直子 (2013) 「ソーシャルワーク実践における予防的アプローチとしての成年後見制度の活用：権利侵害の発生を未然に防ぐために」『ソーシャルワーク研究』 39(2), 120-126.

山東愛美 (2019) 「日本におけるソーシャルアクションの2類型とその背景—ソーシャルワークの統合化とエンパワメントに着目して—」『社会福祉学』 60(3), 39-51.

横須賀俊司 (1993) 「『障害者』福祉におけるアドボカシーの再考—自立生活センターを中心に」『関西学院大学社会学部紀要』 67, 167-176.

Wineman, D. and James, A. (1969) The Advocacy Challenge to School of Social Work, Social Work, 14(2), 23-32.